

暗号資産通信

Altcoin

Bridge

Cryptography

Deposit

Exchange

Fork

Governance

HODL

ICO

Vol.25 暗号資産が金融商品取引法の規制対象に

暗号資産に関する法律

2017年4月、改正資金決済法の施行により、暗号資産(当時は仮想通貨と表記)の制度が整えられました。2022年以降、NFT(非代替性トークン)やDeFi(分散型金融サービス)などの新しい暗号資産サービスの活発化や実店舗での暗号資産決済サービス導入により、取引量は大幅に増加しました。同時に不審な勧誘や詐欺も増え、暗号資産取引や交換サービスが適切に行われるよう、法的な整備が必要となったのです。

「決済手段」から「金融商品」へ

これまで暗号資産は上記の通り改正資金決済法で規制されてきましたが、2026年7月15日の参議院本会議で、暗号資産を金融商品として位置づけ、金融商品取引法(以下、金商法)の規制対象とする改正法案が可決・成立しました。これにより従来は法的な位置づけが「決済手段」だった暗号資産が、今後は正式な「金融商品」へと変わることになります。施行は公布から1年以内であるため、2027年度中に新制度が導入される見込みです。

金商法の対象となった際の変更点(一部)

①インサイダー取引の規制対象に

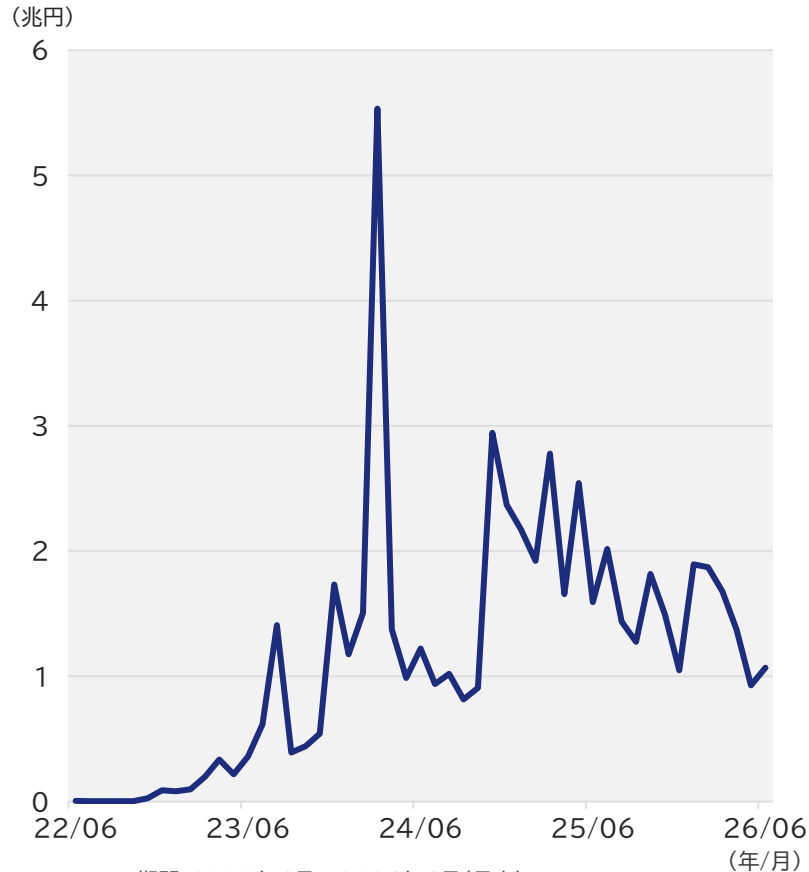
発行者や取引業者などの関係者が、まだ公表されていない重要な情報を知ったうえで取引を行うことを禁止するインサイダー取引規制の対象となります。違反した場合には、5年以下の拘禁刑または500万円以下の罰金、もしくはその両方が科されることとなります。

②税区分が総合課税から申告分離課税に

金商法の対象となることで、これまで雑所得の総合課税に分類されていた暗号資産の課税方式が、今後は申告分離課税となる見込みです。ただ、金商法の施行日と税制の適用についてはタイムラグが生じる可能性があるため、公式発表を確認する必要があります。

その他にも事業者側には、暗号資産流出時の補償原資として責任準備金の積み立ての義務付け、売買審査体制の整備などが求められ、暗号資産業界にとって大きな変革となるでしょう。

図表1:暗号資産現物取引高



※期間: 2022年6月~2026年6月(月次)

※他の交換業者等への取次ぎを行った利用者取引分を含む。

※現物取引には信用取引のうち取引所取引分を含む。

出所: 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会のデータをもとにアセットマネジメントOne作成

図表2:金商法適用までの流れ



出所: 参議院議案情報をもとにアセットマネジメントOne作成

※上記図表などは、将来の経済、市況、その他の投資環境にかかる動向などを示唆、保証するものではありません。

※巻末記載の注意事項を必ずお読み下さい。

投資信託に係るリスクと費用およびご注意事項

【投資信託に係るリスクと費用】

● 投資信託に係るリスクについて

投資信託は、株式、債券および不動産投資信託証券(REIT)などの値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替リスクもあります。)に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。

● 投資信託に係る費用について

[ご投資いただくお客さまには以下の費用をご負担いただきます。]

■ お客さまが直接的に負担する費用

購入時手数料: 上限3.85%(税込)

換金時手数料: 換金の価額の水準等により変動する場合があるため、あらかじめ上限の料率等を示すことができません。

信託財産留保額: 上限0.5%

■ お客さまが信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬): 上限年率2.463%(税込)

※上記は基本的な料率の状況を示したものであり、成功報酬制を採用するファンドについては、成功報酬額の加算によってご負担いただく費用が上記の上限を超過する場合があります。成功報酬額は基準価額の水準等により変動するため、あらかじめ上限の額等を示すことができません。

その他費用・手数料: 上記以外に保有期間等に応じてご負担いただく費用があります。投資信託説明書(交付目論見書)等でご確認ください。その他費用・手数料については定期的に見直されるものや売買条件等により異なるため、あらかじめ当該費用(上限額等を含む)を表示することはできません。

※手数料等の合計額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することはできません。

※上記に記載しているリスクや費用項目につきましては、一般的な投資信託を想定しております。

費用の料率につきましては、アセットマネジメントOne株式会社が運用するすべての投資信託のうち、徴収するそれぞれの費用における最高の料率を記載しております。

※投資信託は、個別の投資信託ごとに投資対象資産の種類や投資制限、取引市場、投資対象国が異なることから、リスクの内容や性質、費用が異なります。投資信託をお申し込みの際は、販売会社から投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめ、または同時にお渡ししますので、必ずお受け取りになり、内容をよくお読みいただきご確認のうえ、お客さまご自身が投資に関してご判断ください。

※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

【ご注意事項】

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成したものです。

● 当資料は、情報提供を目的とするものであり、投資家に対する投資勧誘を目的とするものではありません。

● 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

● 当資料における内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

● 投資信託は、

1. 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象ではありません。
2. 購入金額について元本保証および利回り保証のいずれもありません。
3. 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。